

## 甲南大学ネットワークキャンパス東京使用規程 制定要旨

1. 甲南大学ネットワークキャンパス東京の活用の充実と施設使用にかかる手続の明確化のため使用規程を制定する。
2. 本規程の施行日は、常任理事会承認日とする。

## 甲南大学ネットワークキャンパス東京使用規程

令和5年11月17日  
常任理事会承認

### (趣旨)

第1条 この規程は、甲南大学ネットワークキャンパス東京(以下「NC 東京」という。)の使用について必要な事項を定める。

### (使用の基本)

第2条 NC 東京の使用は、学生の就職活動、甲南大学及び甲南高等学校・中学校の教育・研究活動並びに同窓生同士の交流に資するものとする。

### (使用者の範囲)

第3条 NC 東京を使用できる者又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 甲南大学学生及び甲南高等学校・中学校生徒
- (2) 甲南学園専任教職員
- (3) 甲南学園又はフランス甲南学園トゥレーヌの卒業生及び各種同窓会の会員
- (4) その他、NC 東京所長が認めた者又は団体

### (会議室の使用手続)

第4条 前条第1項第1号又は第2号以外の者で、NC 東京の会議室の使用を希望する者(団体にあつてはその責任者)(以下「使用責任者」という。)は、原則として使用を希望する日の6ヶ月前の同日から10日前までに所定の様式を用いてNC 東京所長に申し込むものとする。

### (会議室の使用許可)

第5条 NC 東京所長は、使用する者又は団体及び使用目的を審査し、会議室の使用の可否を決定する。ただし、暴風警報の発表等の不測の事態が生じた場合、NC 東京所長は使用許可の変更又は取消しを行うことができる。

(使用制限)

第6条 第3条に該当する使用者であっても、次の各号に該当する場合は、NC 東京を使用することができない。

- (1) 政治活動（選挙又は選挙運動を含む。）又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 甲南大学及び甲南高等学校・中学校の教育・研究に関係のない個人的活動を目的として会議室を使用するもの
- (4) 前各号に準ずるもの及びその他、NC 東京所長が不相当と認めたもの

(使用料)

第7条 NC 東京の施設及び設備の使用料は、無料とする。

(使用時間)

第8条 NC 東京の使用時間は、原則として平日の午前9時から午後5時まで、土曜日の午前9時から午後1時までとする。ただし、NC 東京所長が認めた場合、使用時間を延長することができる。また、平日及び土曜日が、本学が定める休務日の場合は、使用することができない。

(使用変更等)

第9条 使用の変更又は取消しがある場合、使用責任者は、原則として使用日の3日前までに、NC 東京所長に申し出なければならない。

(使用の拒否)

第10条 使用者が、次の各号に該当する場合、NC 東京所長は、その使用を拒否することができる。

- (1) 秩序を乱し、近隣及び他人の迷惑となる行為をした場合、又はその恐れがある場合
- (2) 諸規程、注意事項及びNC 東京所長の指示に従わない場合
- (3) 所定の様式に虚偽の記載をした場合
- (4) その他、NC 東京所長が不相当と認めた場合

(使用者の遵守義務)

第11条 使用者は、施設保全のため次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 秩序・風紀を乱し、近隣及び他人に迷惑を与えないこと。
- (2) 建物、設備、什器備品等を破損、汚損しないこと。
- (3) 設備、什器備品等を許可なしに移動しないこと。
- (4) 指定場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 危険物を持ち込み使用しないこと。
- (6) 許可なくして建物内にビラ等を配付し、又はポスター等を掲示しないこと。
- (7) NC 東京所長が許可した目的以外に使用しないこと。
- (8) 割当られた会議室等以外を使用しないこと。
- (9) 使用後又は使用を中止したときは、使用場所を原状に復して返還すること。
- (10) NC 東京所長の指示に従うこと。
- (11) 本規程、その他定められた遵守義務に違反しないこと。

2 NC 東京所長は、前項の遵守義務に違反した者の使用を停止し退出させることができる。

(使用者の通報義務)

第12条 使用責任者は、次の場合、直ちにNC東京所長に通報しなければならない。

- (1) 建物、設備、什器備品等を滅失、破損又は汚損した場合
- (2) 火災、風水害、盗難、その他の異変があった場合
- (3) その他、緊急処置が必要と認められる事由が発生した場合

(報告義務)

第13条 NC東京所長は、前条に規定する通報があったときは速やかに管財部長に報告しなければならない。

2 NC東京所長は、管財部長の指示に基づき、NC東京の使用状況等を管財部長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は重大な過失により建物、設備、什器備品等を破損、滅失又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(所管部課室)

第15条 この規程に関する事務は、NC東京事務所が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、令和5年11月17日から施行する。